明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第十二条　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（第２条関係） 教習課程の指定申請書 年　月　日 公安委員会　殿 申請者　住　所 氏　名　［　］ 指定を受けようとする教習の課程に係る届出自動車教習所の名称及び所在地 指定を受けようとする教習の課程 添付書類 備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。 ［削る。］ ２　添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。	**別記様式第１号**（第２条関係） 教習課程の指定申請書 年　月　日 公安委員会　殿 申請者　住　所 氏　名　［　㊞　］ 指定を受けようとする教習の課程に係る届出自動車教習所の名称及び所在地 指定を受けようとする教習の課程 添付書類 備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。 ２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 ３　添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。 ４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。